

調布市男女共同参画に関する 意識調査報告書

【概要版】

令和3年3月

調 布 市

1. アンケート調査の実施概要

(1) 調査目的

調布市民及び市内事業所の男女共同参画に関する意識・実態を把握するとともに、ご意見やご要望をお伺いして、今後の男女共同参画に向けた施策を推進するうえでの基礎資料とするものです。

(2) 調査設計

	市民意識調査	事業所意識調査
①調査地域	調布市全域	
②調査対象	調布市在住の18歳以上の男女	調布市内に事業所のある企業
③標本数	3,000 サンプル	52 サンプル
④標本抽出	住民基本台帳より無作為抽出	市内事業所より抽出
⑤調査方法	郵送配布・回収(督促はがき1回)	郵送配布・回収
⑥調査期間	令和2年11月13日(金)～11月30日(月)	

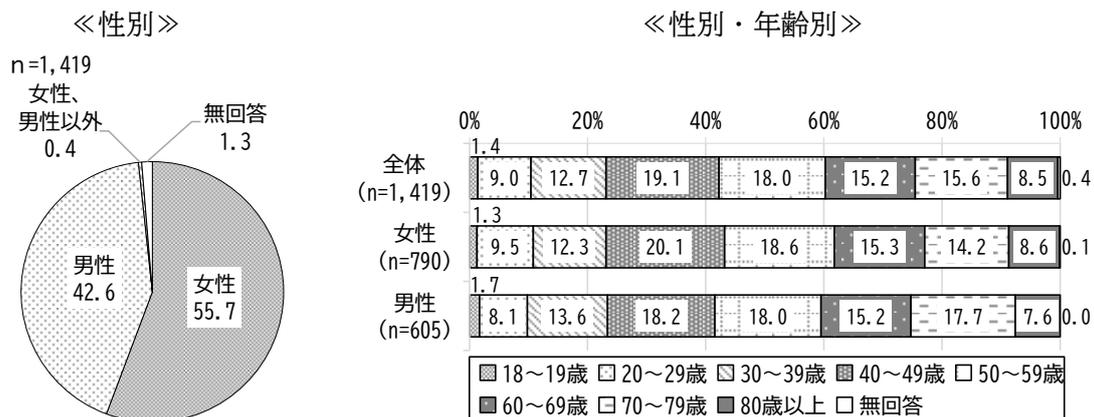
(3) 有効回収数

- ①市民意識調査：1,419件(47.3%)
- ②事業所意識調査：33件(63.5%)

(4) 調査結果の見方

- ①図表中のnとは、回答者総数(または該当質問での該当者数)のことである。
- ②集計は、小数点第2位を四捨五入している。したがって、数値の合計が100.0%にならない場合がある。
- ③複数回答の設問は全ての比率を合計すると100.0%を超える場合がある。
- ④回答者数の「全体」には、属性(性別、年齢など)の無回答を含むため、男女別等の属性別の数を合計したものと「全体」の数値が一致しない場合がある。
- ⑤本文や図表中の選択肢表記は、短縮・簡略化している場合がある。
- ⑥見出し中の「市民」は市民意識調査、「事業所」は事業所意識調査の結果を示している。
- ⑦回答がなかった選択肢は、グラフにその割合を記載していない。

(5) 基礎データ

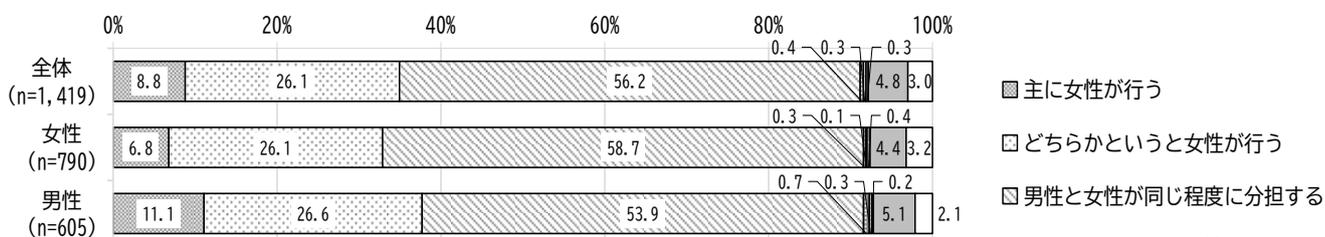


2. アンケート調査結果

(1) 家事・育児・介護について

①家事・育児・介護の分担に関する理想と現実【市民】

《理想の家事分担》

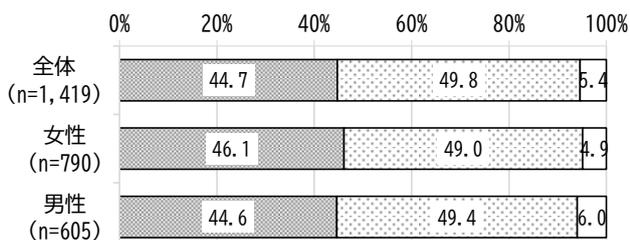


《現実の家事分担》

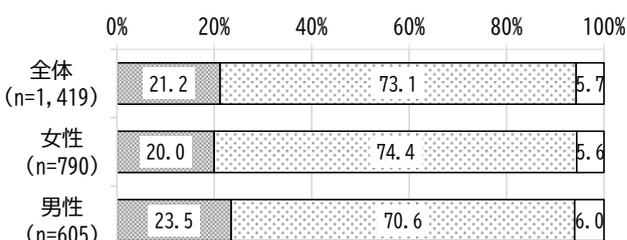


理想では、「男性と女性が同じ程度に分担する」が5割半ばと最も高くなっているが、現実では女性が家事を行っている割合が高い。

《子どもがいる家庭の割合》

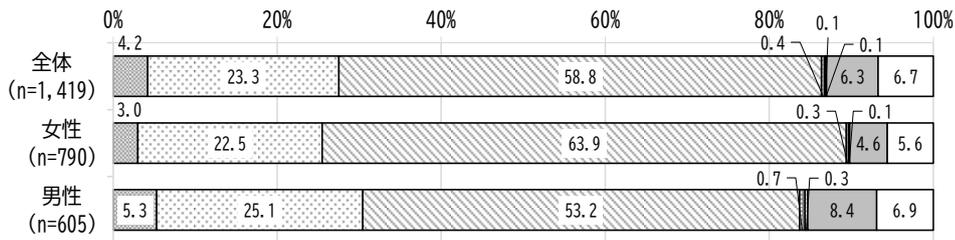


《介護が必要な方のある家庭の割合》



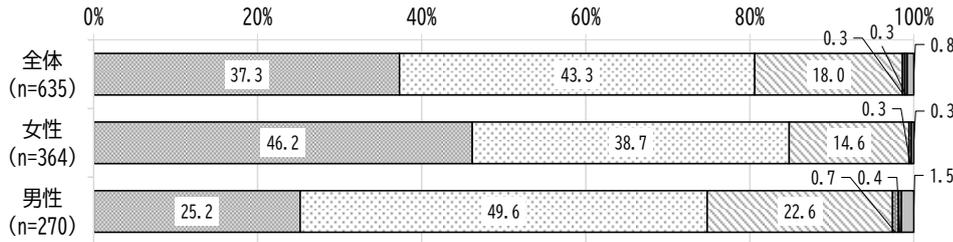
子どもがいる家庭は4割半ばとなっている。また、介護が必要な方がある家庭はおよそ2割となっている。

《理想の育児分担》



- 主に女性が行う
- ▨ どちらかというと女性が行う
- ▩ 男性と女性が同じ程度に分担する
- ▧ どちらかというと男性が行う
- ▦ 主に男性が行う
- 主にパートナー以外の家族が行う
- その他
- 無回答

《現実の育児分担》



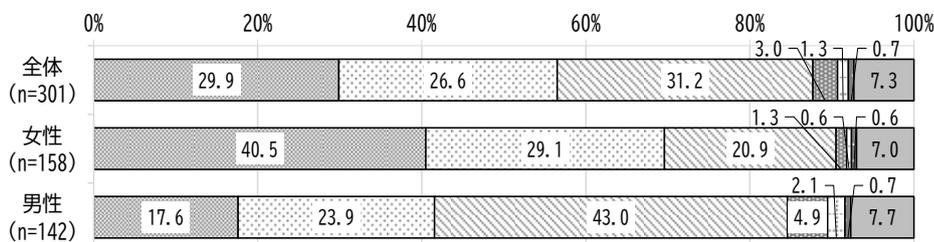
理想では、「男性と女性が同じ程度に分担する」がおよそ6割と最も高くなっているが、現実では女性が育児を行っている割合が高い。

《理想の介護分担》



- 主に女性が行う
- ▨ どちらかというと女性が行う
- ▩ 男性と女性が同じ程度に分担する
- ▧ どちらかというと男性が行う
- ▦ 主に男性が行う
- 主にパートナー以外の家族が行う
- その他
- 無回答

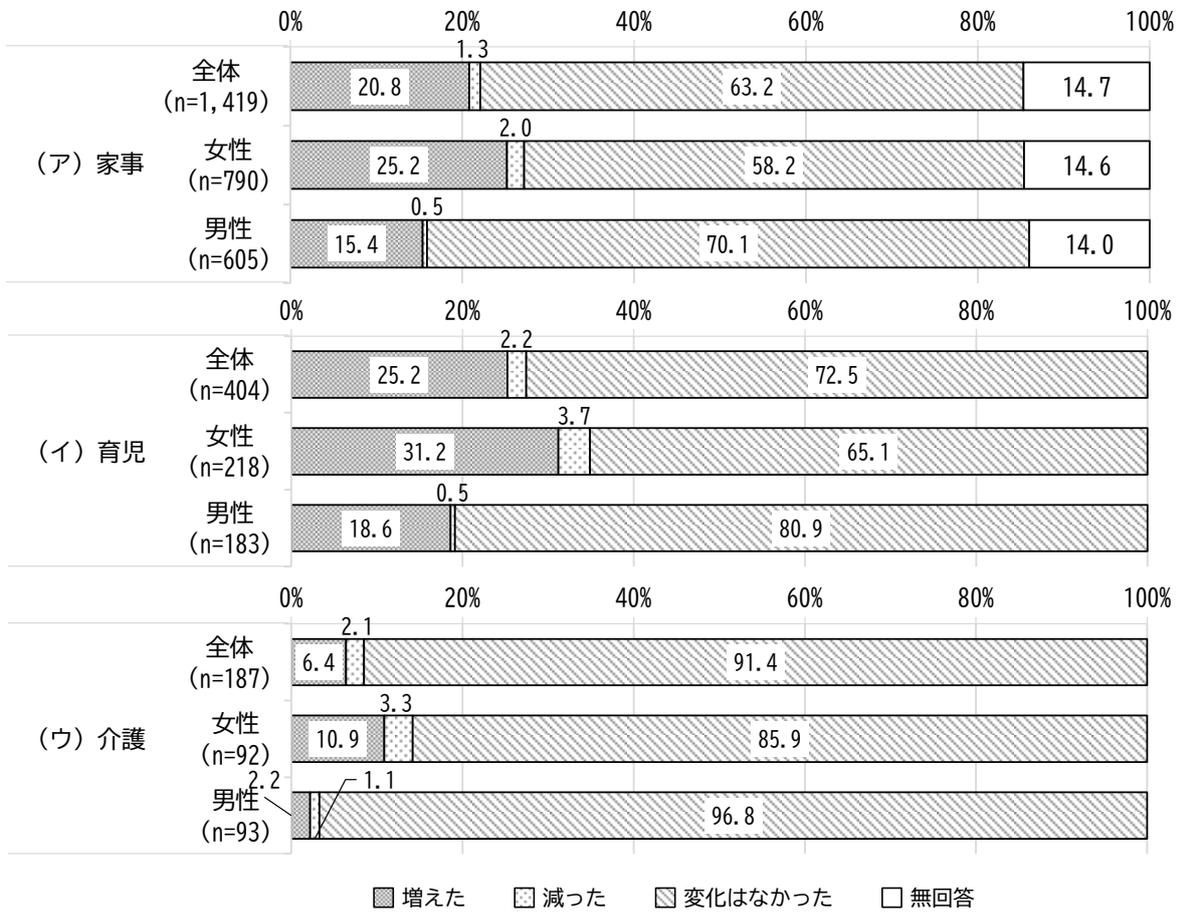
《現実の介護分担》



理想では、「男性と女性が同じ程度に分担する」がおよそ7割と最も高くなっているが、現実では女性が介護を行っている割合が高く、家事や育児と同様に理想と現実の間に乖離が見られる。

②家事・育児・介護時間への新型コロナウイルス感染症の影響【市民】

《新型コロナウイルス感染症の家事・育児・介護時間への影響》

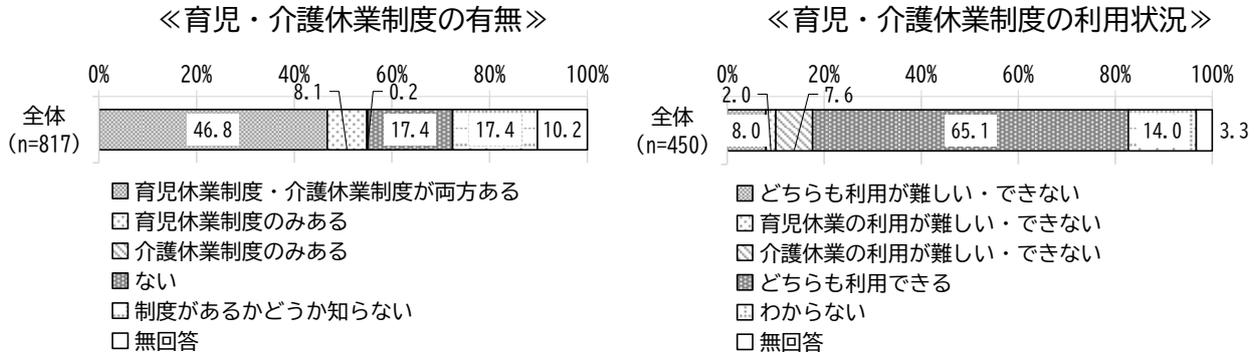


※育児・介護のグラフは、該当者（育児や介護が必要な方）のみの影響割合を示しています。

家事や育児では「増えた」が2割から2割半ばとなっているが、介護では何らかの変化があった割合は、1割未満となっている。家事、育児、介護とも女性の方が「増えた」の割合が高い。

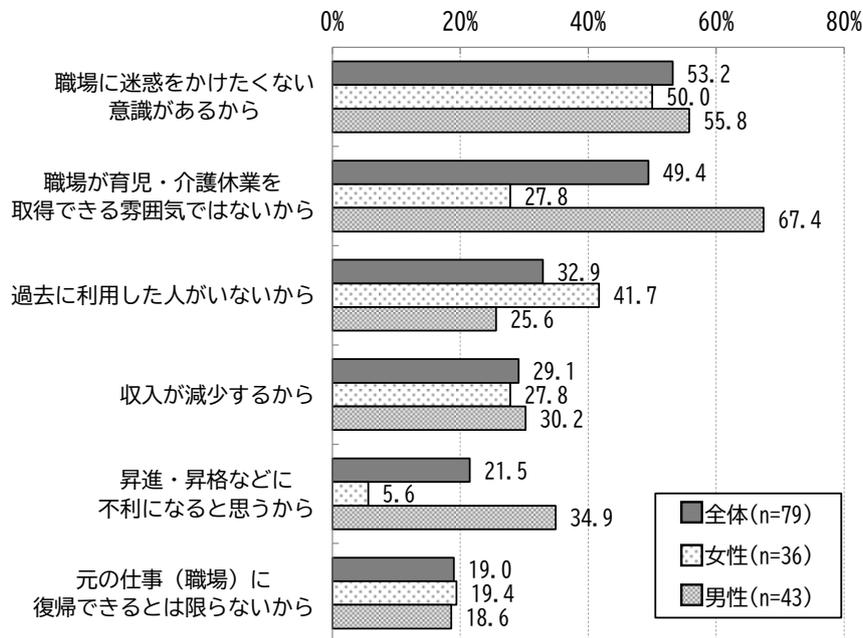
(2) 仕事について

① 育児・介護休業制度の有無及び利用状況【市民】



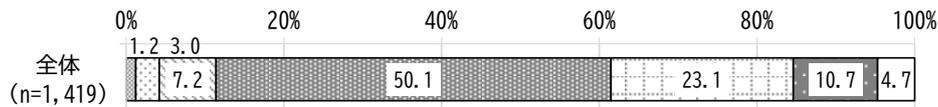
「育児休業制度・介護休業制度が両方ある」が4割半ばと最も高くなっている。また、育児・介護休業制度の利用状況では、「どちらも利用できる」が6割半ばと最も高くなっている。

② 育児・介護休業制度を利用できない理由【市民】



「職場に迷惑をかけたくない意識があるから」が半数以上と最も多くなっている。ただし、性別にみると、男性は職場の雰囲気や昇進・昇格を理由としている割合が、女性と比べ非常に高くなっている。

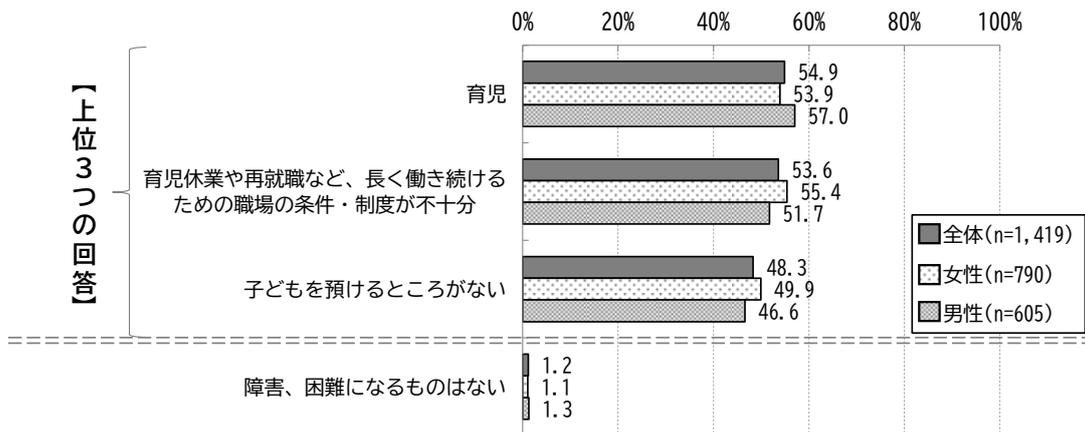
③女性の就業についての考え方【市民】



- 仕事はしない
- 結婚するまでは仕事をするが、結婚後はしない
- 子どもができるまでは仕事をするが、その後はしない
- 子育ての時期だけ一時的にやめて、その後はまた仕事をする
- 結婚・出産にかかわらず、ずっと仕事をする
- その他
- 無回答

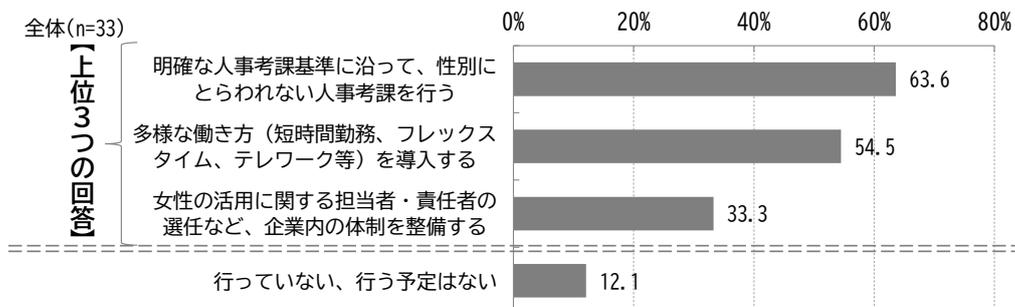
およそ半数の市民が女性の就業について、「子育ての時期だけ一時的にやめて、その後はまた仕事をする」ことが望ましいと考えている。

④女性が長く働き続ける上で障害となっていると思うこと【市民】



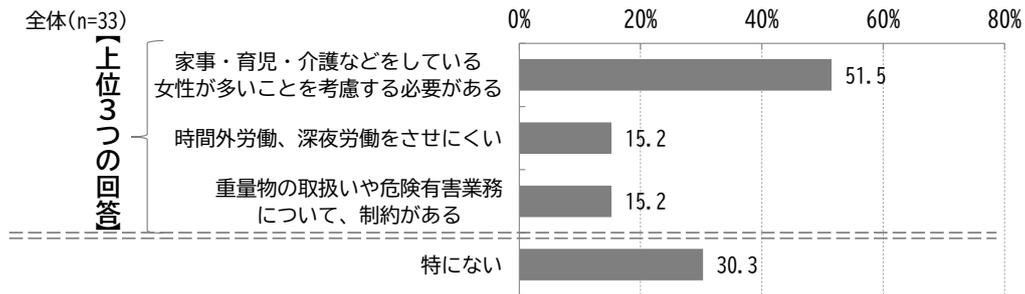
職場の条件・制度が不十分であることのほか、育児や子どもを預ける場所など、子どもに関わることが、女性が長く働く上で障害となっていると考えている市民が多い。

⑤女性の雇用・登用を推進するための取組【事業所】



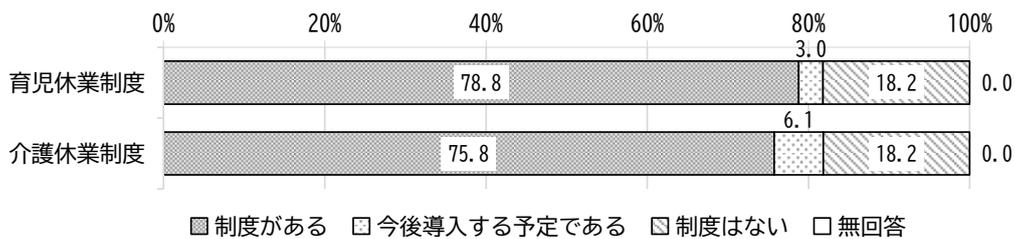
およそ9割の事業所が、女性の雇用・登用を推進するための取組を行っており、特に「明確な人事考課基準に沿って、性別にとらわれない人事考課を行う」が6割以上と高くなっている。

⑥女性の雇用・登用を推進する上での課題【事業所】



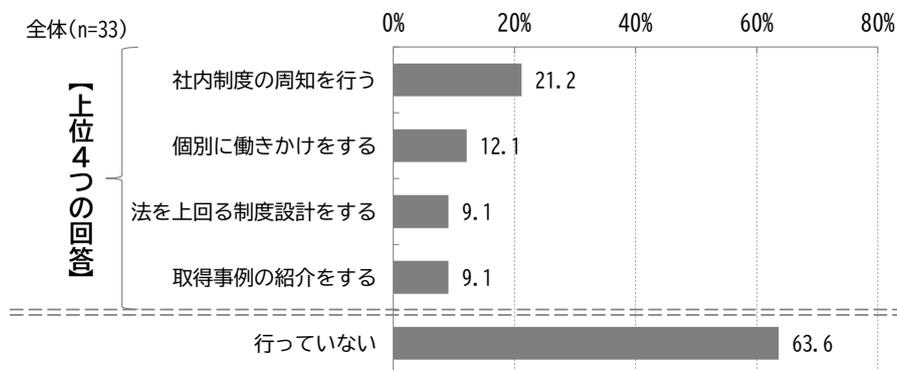
およそ半数の事業所が、女性を雇用・登用する上で「家事・育児・介護などを行っている女性が多いことを考慮する必要がある」としている。一方で、課題は「特になし」としている事業所もおよそ3割となっている。

⑦育児・介護休業制度の有無【事業所】



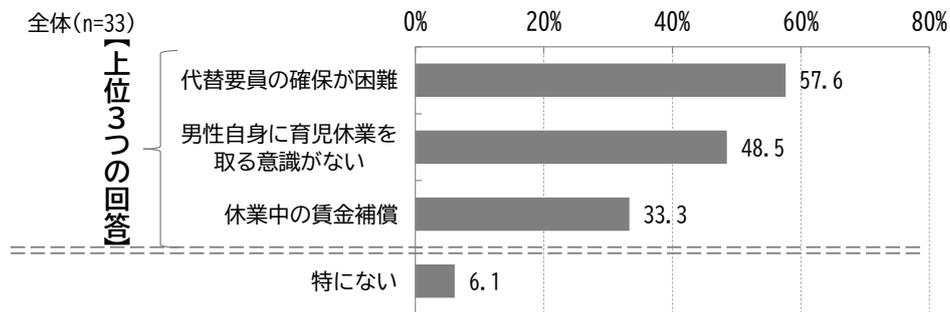
7割半ばから8割ほどの事業所で、育児休業や介護休業が制度化されている。

⑧男性の育児休業取得促進のための取組の有無【事業所】



6割以上の事業所が、男性の育児休業取得促進のための取組を行っていない。取組を行っている事業所では、「社内制度の周知を行う」がおよそ2割と最も高くなっている。

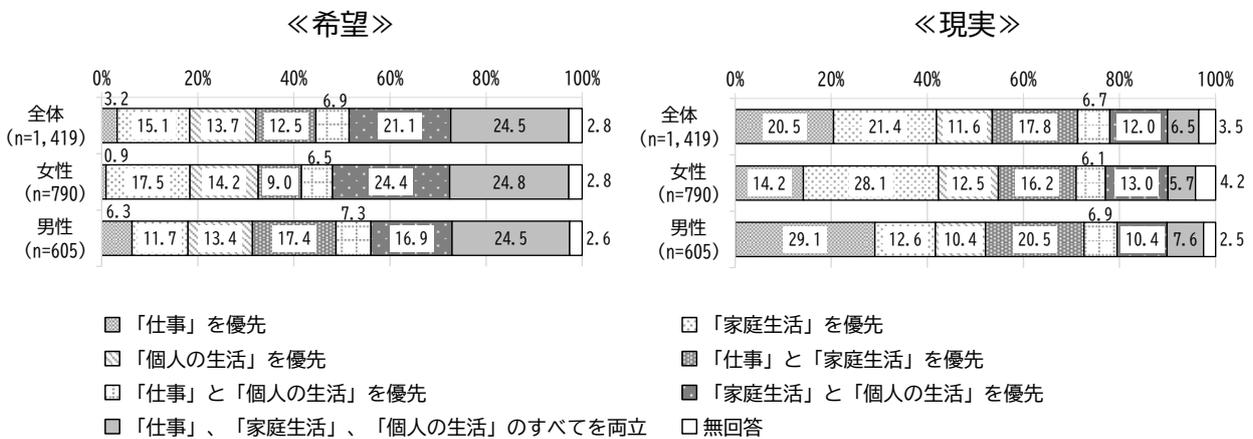
⑨男性従業員が育児休業を取得するにあたっての課題【事業所】



男性従業員が育児休業を取得するにあたって課題となるのは、「代替要員の確保が困難」が5割半ばと最も高くなっている。

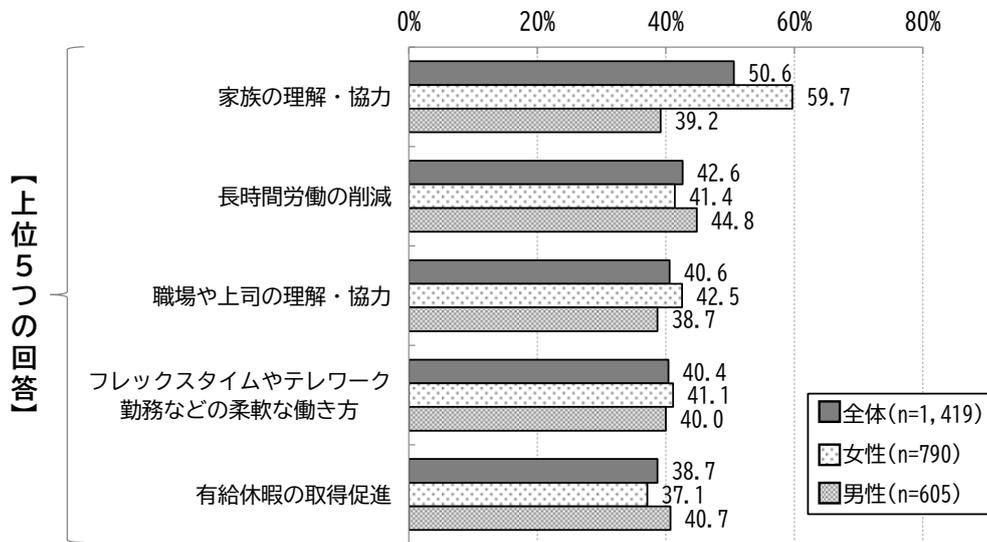
(3) ワーク・ライフ・バランスについて

①「仕事」「家庭生活」「個人の生活」のバランスについての希望と現実【市民】



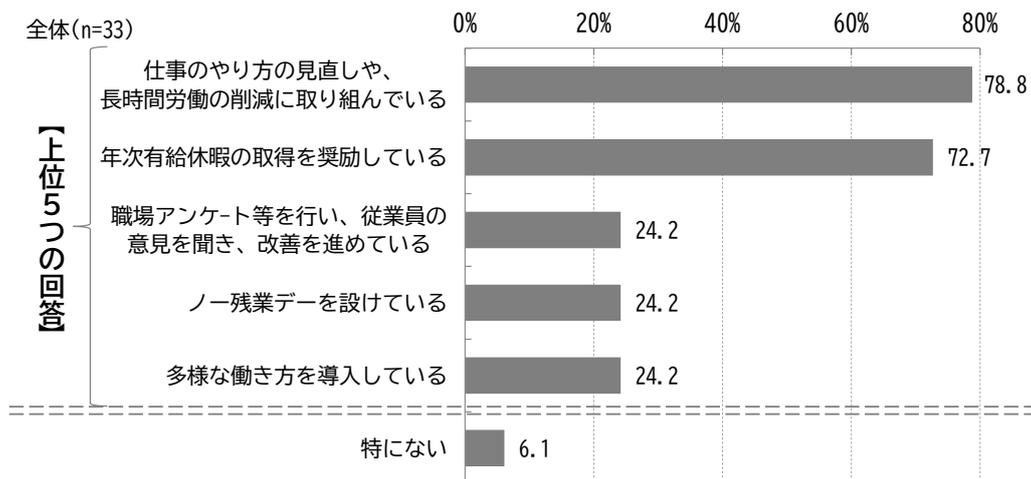
希望では、『「仕事」「家庭生活」「個人の生活」のすべてを両立させたい』が多くなっているが、現実には女性は「家庭生活」、男性は「仕事」を優先している市民が多く、希望と現実との間に差がある。

② 「仕事」「家庭生活」「個人の生活」のバランスをとるために必要なこと【市民】



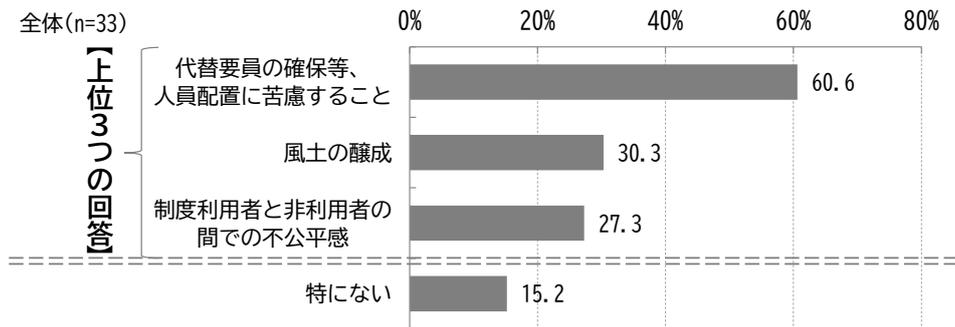
「家族の理解・協力」がおよそ5割と最も高くなっており、特に女性では、6割が家族の理解・協力が必要であると考えている。

③ ワーク・ライフ・バランスに関する取組状況【事業所】



9割以上の事業所で、ワーク・ライフ・バランスに関する何らかの取組が行われているが、特に仕事のやり方の見直しや長時間労働の削減、年次有給休暇の取得奨励を行っている事業所が多くなっている。

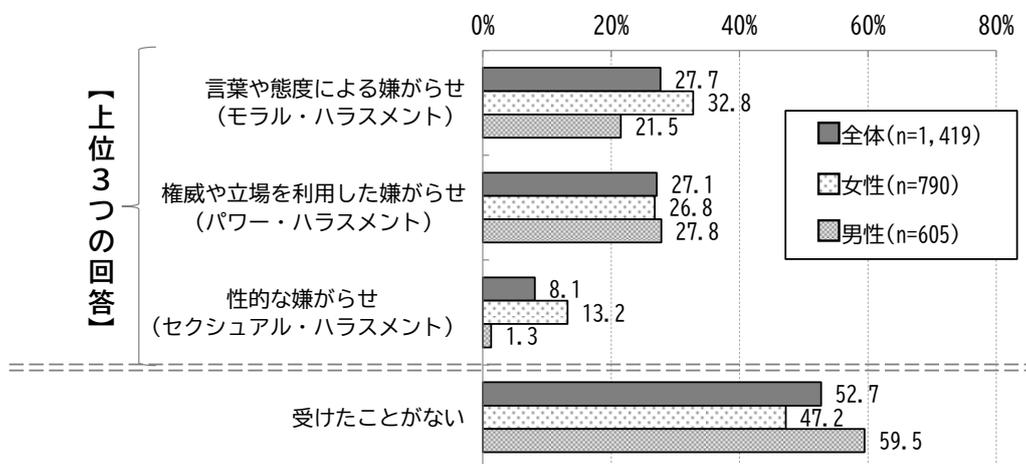
④ワーク・ライフ・バランスを推進する上で難しいと感じていること【事業所】



ワーク・ライフ・バランスを推進する上で難しいと感じていることとして、およそ6割の事業所で「代替要員の確保等、人員配置に苦慮すること」があげられている。

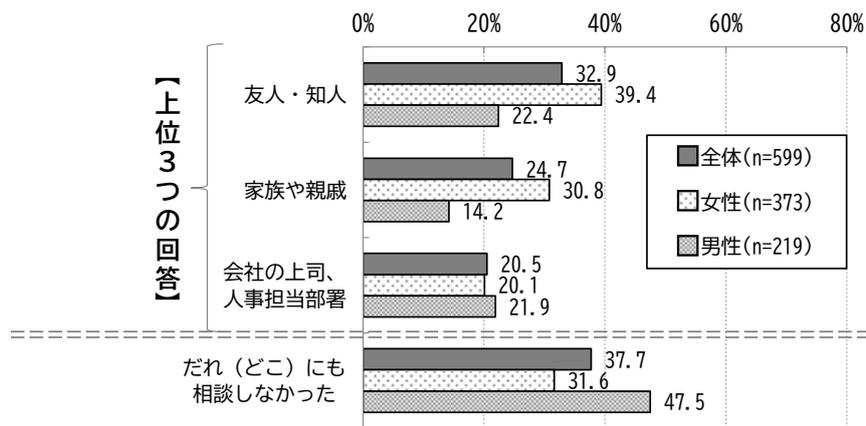
(4) ハラスメントについて

①ハラスメントを受けた経験【市民】



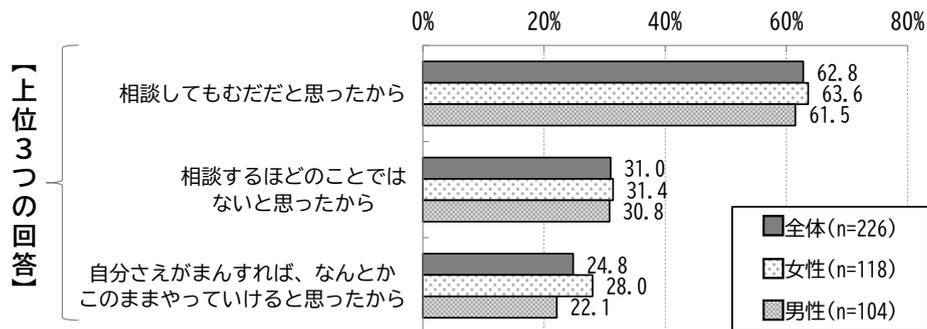
ハラスメントを受けたことがある市民は、男性よりも女性に多く、全体のおよそ5割が何らかのハラスメントを受けている。ハラスメントの内容としては、モラル・ハラスメントやパワー・ハラスメントを受けている市民の割合が高くなっている。

②ハラスメントを受けた際の相談状況【市民】



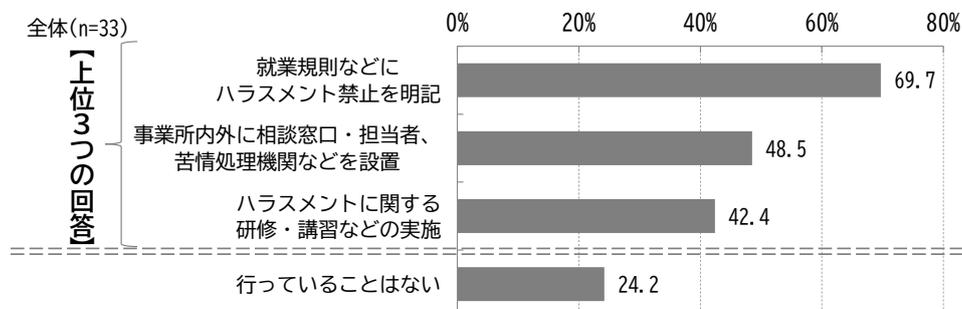
ハラスメントの被害を受けた市民のうち、およそ3分の1は、だれ（どこ）にも相談しておらず、特に男性は相談していない割合が高くなっている。

③ハラスメントを受けた際にだれ（どこ）にも相談しなかった理由【市民】



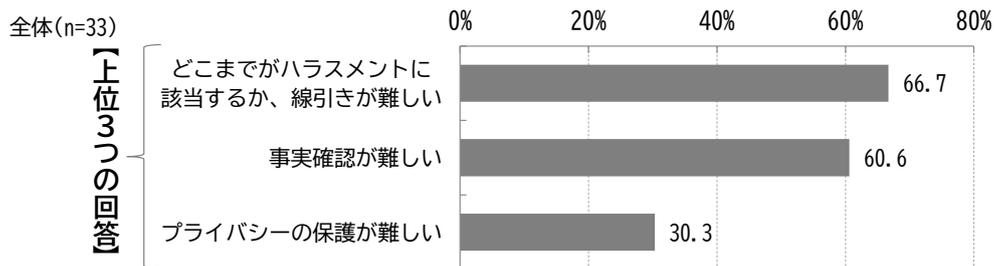
ハラスメントの被害を受けても相談しなかった理由は、「相談してもむだだと思ったから」が、およそ6割と最も高くなっている。

④ハラスメント防止のための取組【事業所】



7割半ばの事業所がハラスメント防止のための取組をしており、特に就業規則などにハラスメント禁止を明記している事業所が多くなっている。

⑤職場でハラスメントが起きた場合に対応が難しいこと【事業所】

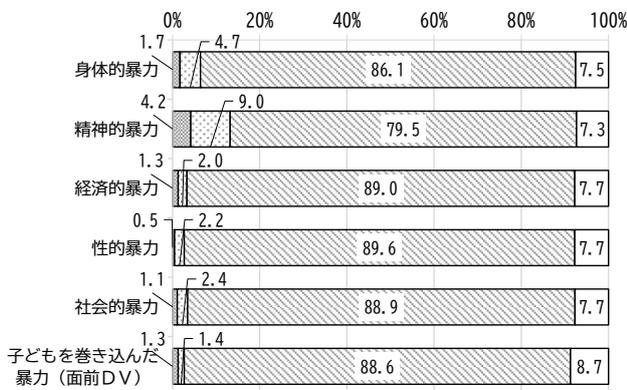


「どこまでがハラスメントに該当するか、線引きが難しい」と考えている事業所が6割半ばと最も高くなっている。

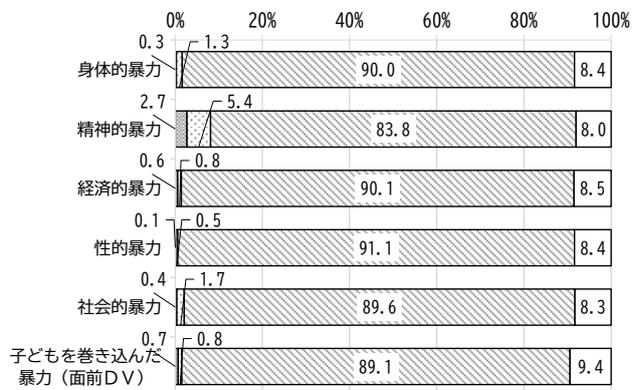
(5) ドメスティック・バイオレンスについて

①DVを受けた経験の有無【市民】

《新型コロナウイルス感染症 感染拡大前》



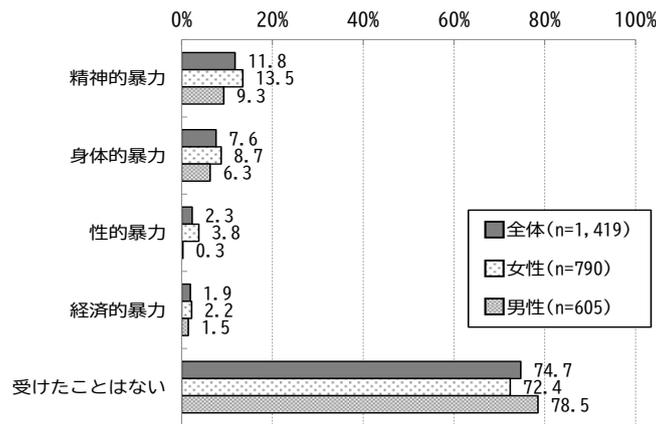
《新型コロナウイルス感染症 感染拡大後》



■ 何度もある □ 1、2度ある □ まったくない □ 無回答

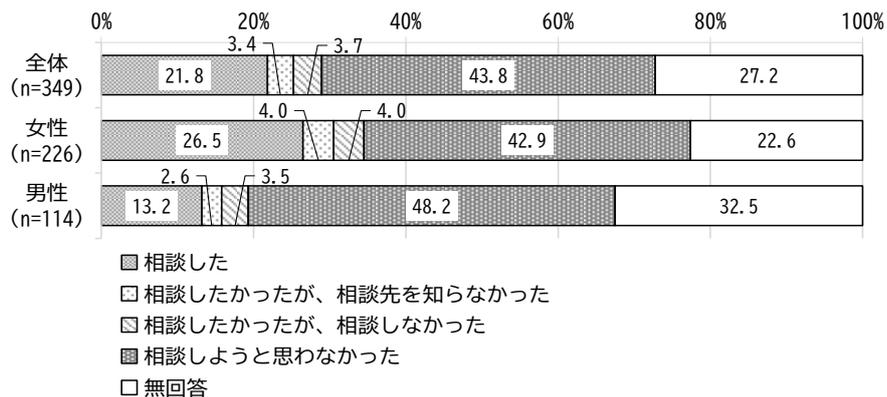
「精神的暴力」を受けた市民の割合が他と比べ高くなっており、新型コロナウイルス感染症の感染拡大前後を通して、1割前後となっている。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大前後でDVを受けた経験を比べても、両者に大きな差は見られない。

②パートナーや交際相手以外から暴力を受けた経験の有無【市民】



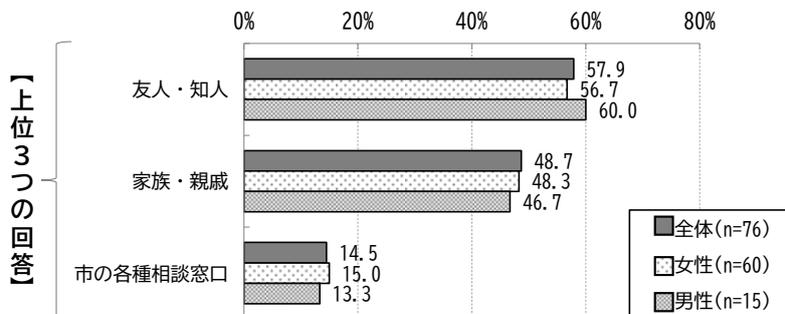
「受けたことはない」が7割半ばと最も高くなっているが、暴力を受けたことがある市民も一定数おり、いずれの暴力も女性の方が被害の割合が高くなっている。

③DV等を受けた際の相談状況【市民】



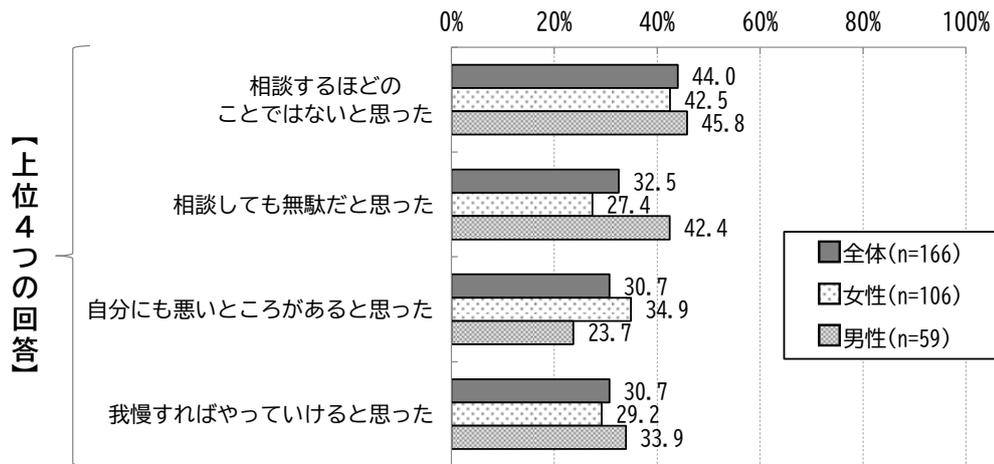
「相談した」はおよそ2割にとどまっている。特に男性は1割を少し上回る程度となっており、多くの市民は相談していない。

④DV等を受けた際の相談相手【市民】



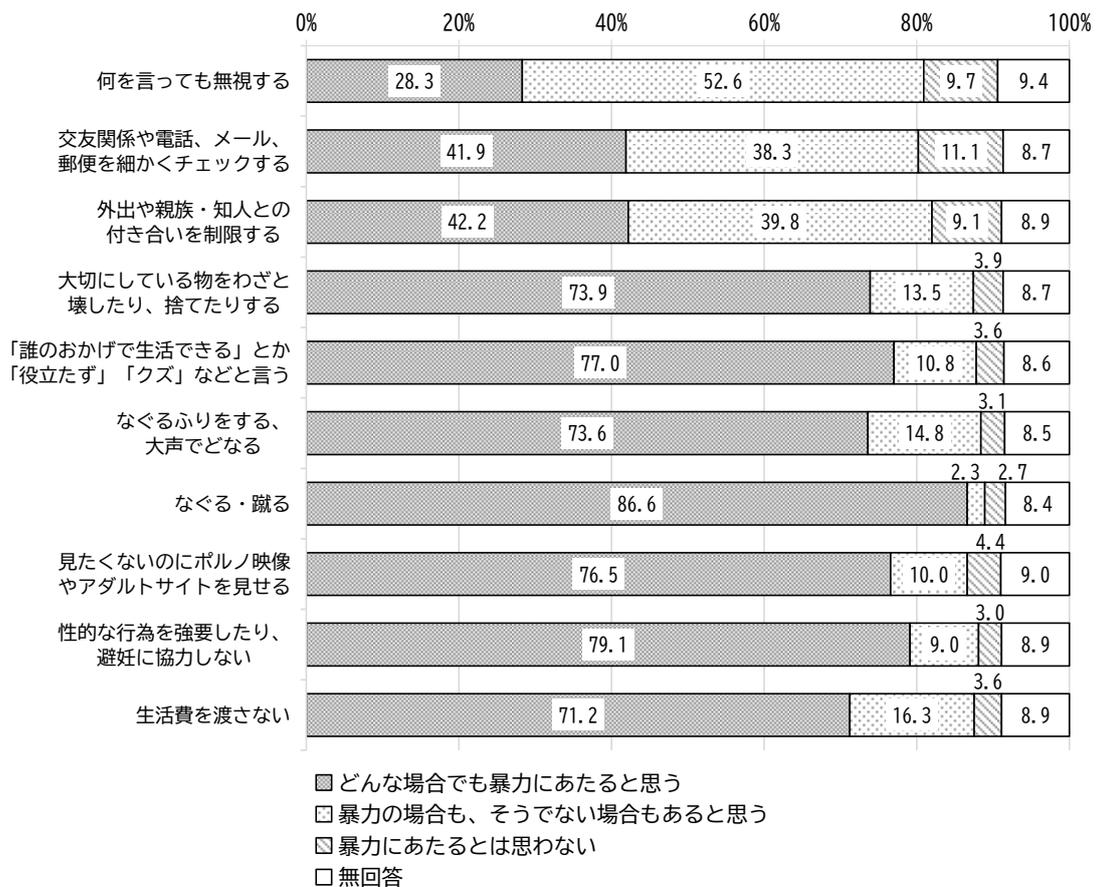
DV等を受けた際の相談相手について、「友人・知人」が5割半ばと最も高くなっている。次いで「家族・親戚」がおよそ5割となっている。

⑤DV等を受けた際にだれ（どこ）にも相談しなかった理由【市民】

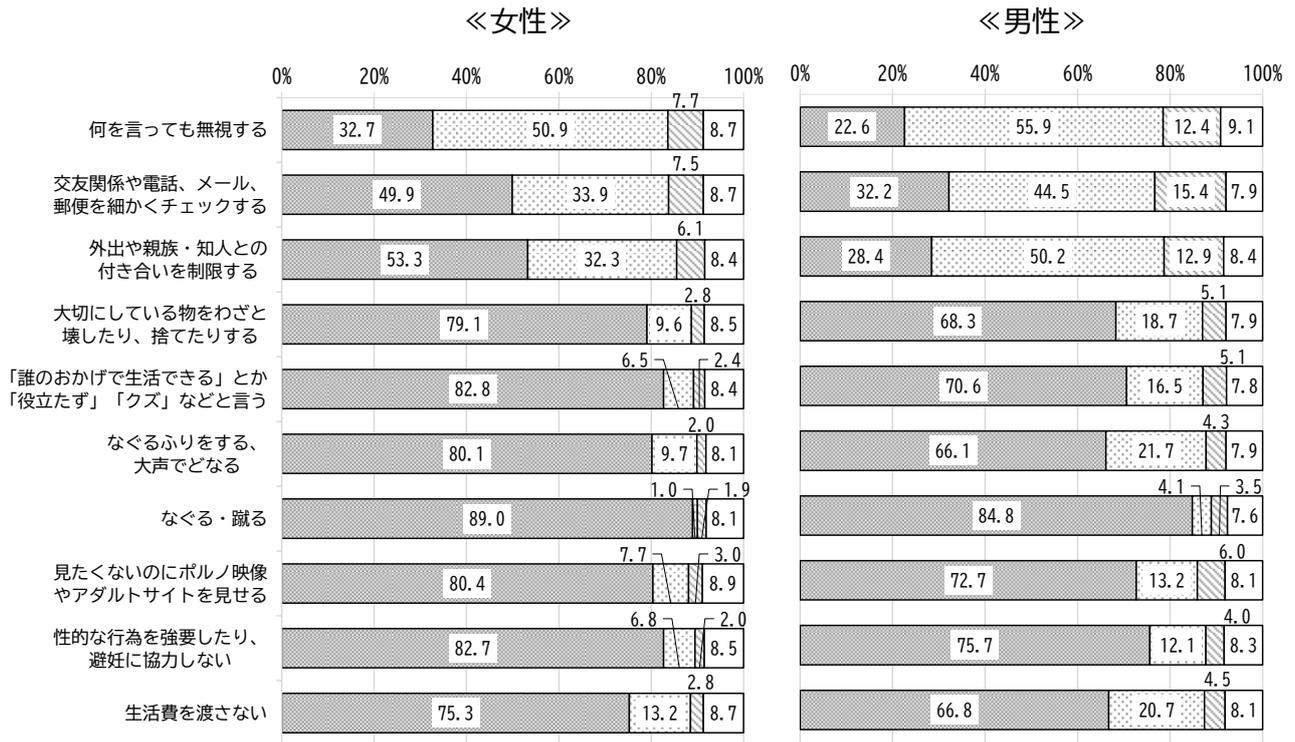


「相談するほどのことではないと思った」が最も多くなっている。また、男性は「相談しても無駄だと思った」が女性と比べ多くなっている。

⑥暴力に対する認識【市民】



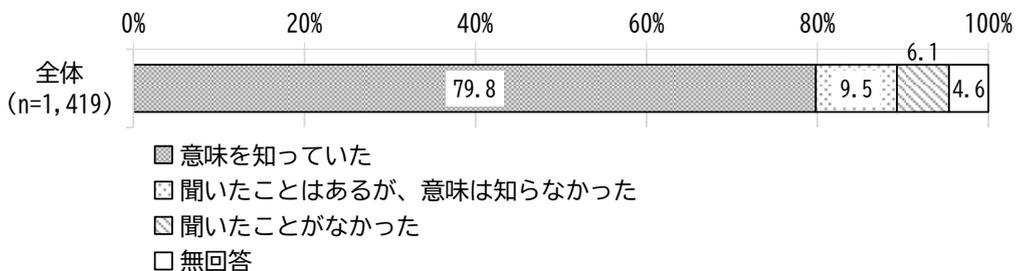
「なぐる・蹴る」などの身体的暴力は、暴力にあたる認識している市民の割合が高くなっているが、「相手は無視する」や「外出や付き合いを制限する」などの精神的暴力、社会的暴力に対して、それが暴力であると認識している市民の割合は相対的に低い。



性別にみると、精神的暴力や社会的暴力に対する認識が身体的暴力などと比べると低くなっていることなど、女性・男性ともに同じ傾向を示している。また、全体的に男性は女性に比べ、それぞれの行為が暴力であるとの認識の割合が低くなっているが、特に社会的暴力については、性別による認識の差が大きくなっている。

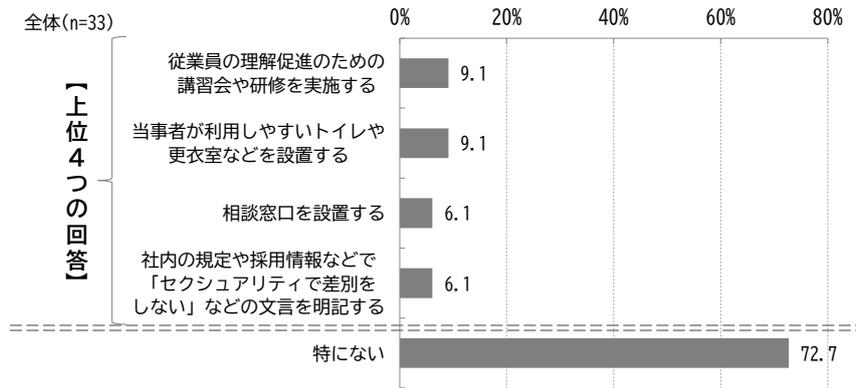
(6) 性的マイノリティについて

① 「性的マイノリティ」という言葉の認知度【市民】



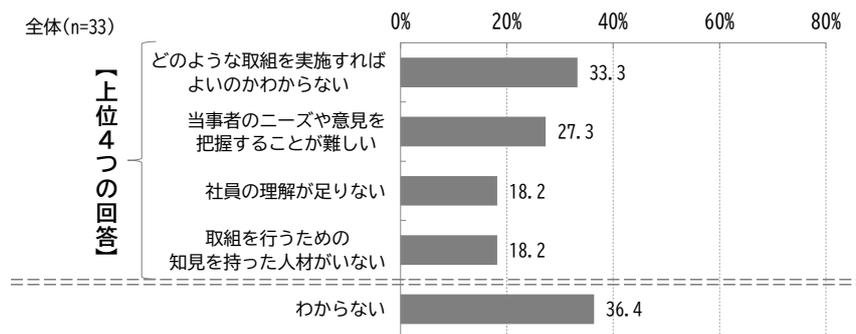
およそ8割の市民が、「性的マイノリティ」という言葉を意味まで知っている。

②性的マイノリティに対する取組【事業所】



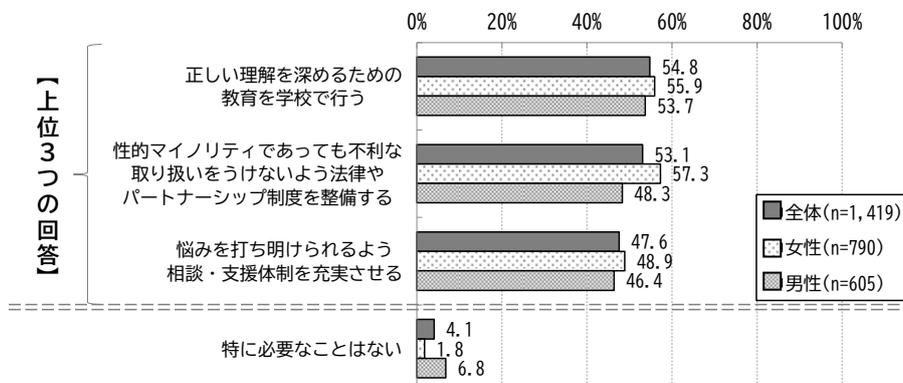
特に取組を行っていない事業所がおよそ7割となっている。取組を行っている事業所では、トイレや更衣室の設置など施設整備のほか、講習や研修など従業員の理解促進が多くなっている。

③性的マイノリティに対する支援制度を整備する上で難しいと感じていること【事業所】



性的マイノリティに対する支援制度を整備する上で難しいことは、「どのような取組を実施すればよいのかわからない」が3割を超えている。

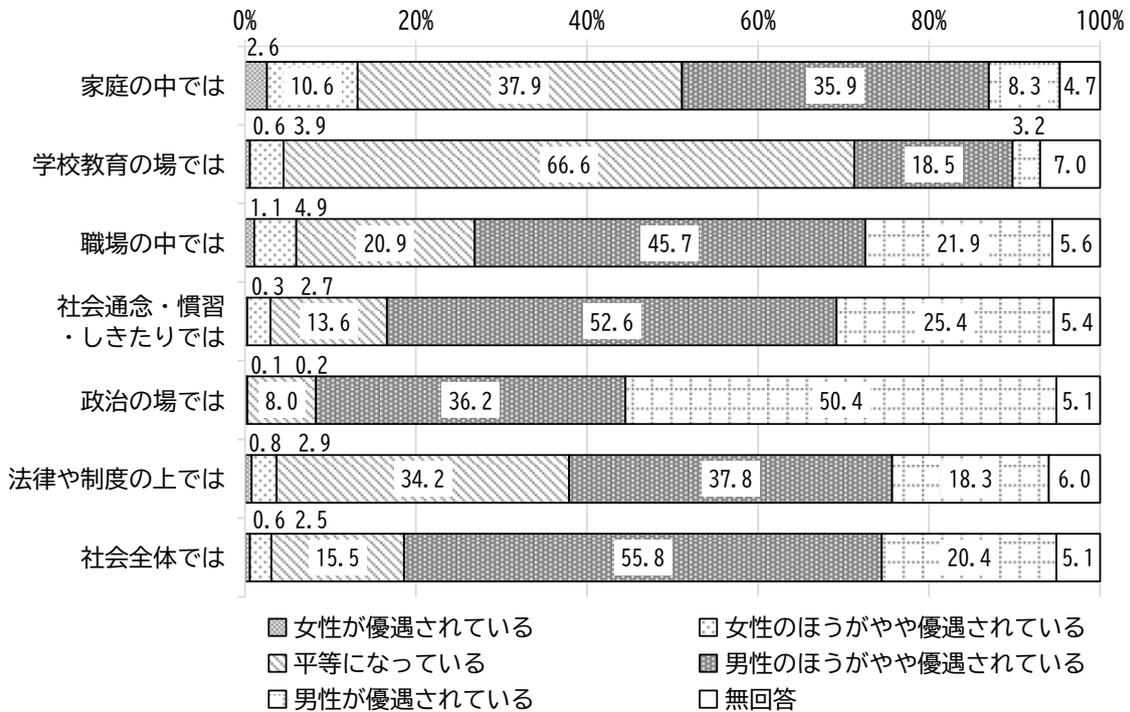
④性的マイノリティの人々の人権を守るために必要な施策【市民】



学校教育での理解促進、法やパートナーシップ制度の整備を求める市民が5割を超えている。

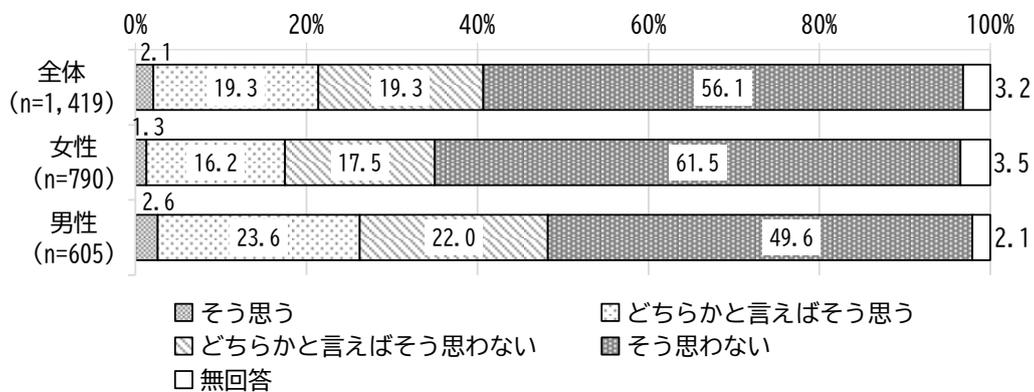
(7) 男女共同参画について

①各分野における男女平等に対する認識【市民】



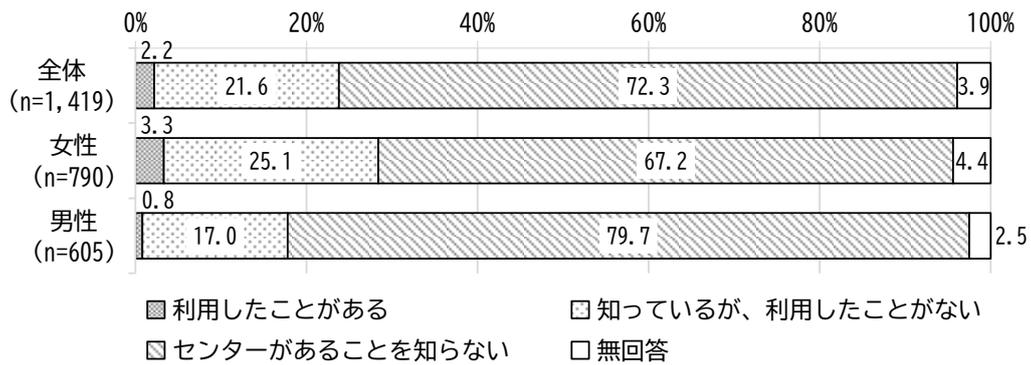
学校教育の場では、男女が平等になっているとの認識が半数以上と多くなっている一方で、政治の場や社会通念・慣習・しきたり、社会全体においては、まだ男女が平等になっているとの認識は少ない。

②「男性は外で働き、女性は家庭を守るべきである」との考え方に対する意見【市民】



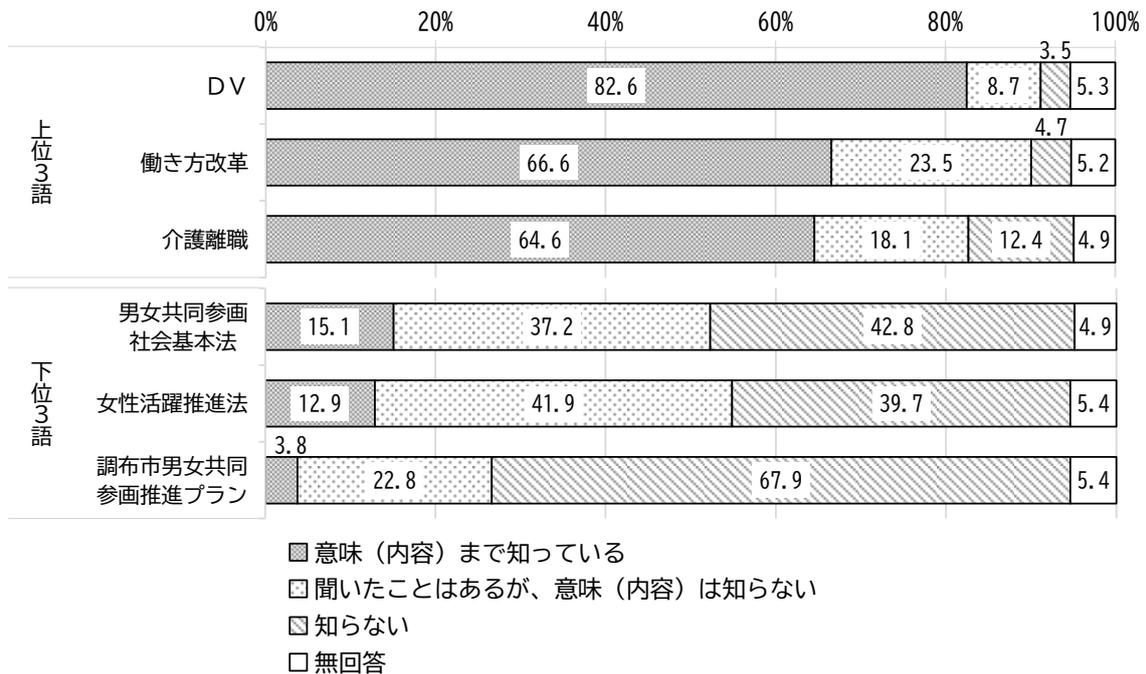
否定的な意見（「どちらかと言えばそう思わない」と「そう思わない」の合計）が、7割半ばと多数を占めている。

③調布市男女共同参画推進センターの利用状況【市民】



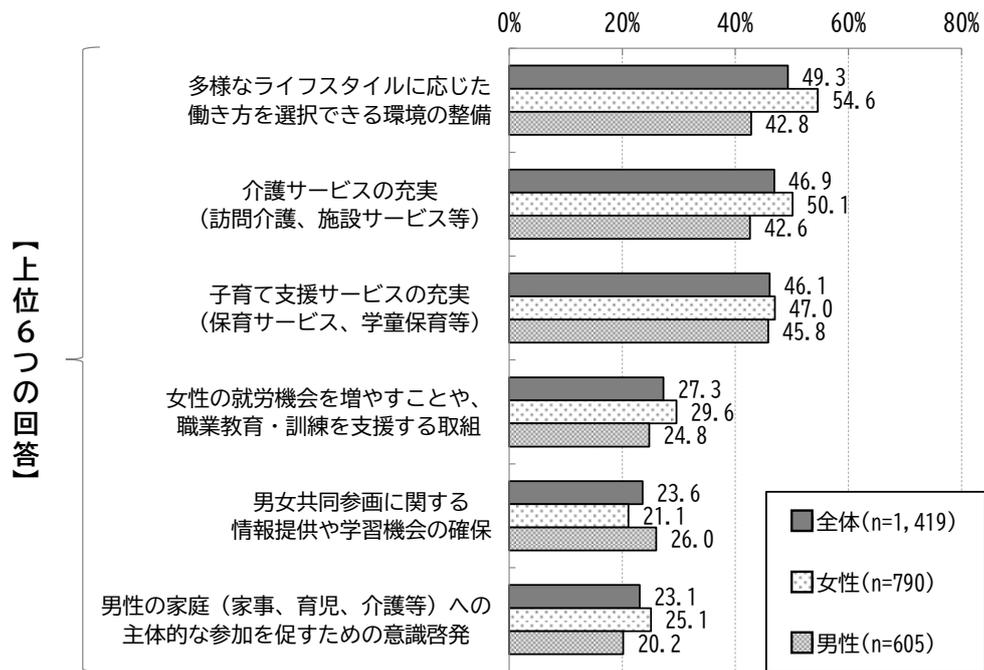
調布市男女共同参画推進センターを利用したことがある市民は、1割未満となっている。また、認知度も2割半ばとなっており、特に男性で認知度が2割未満と低くなっている。

④男女共同参画に関する用語の認知度【市民】



「DV」「働き方改革」「介護離職」などの用語を意味（内容）まで知っている市民が多くになっている一方で、「調布市男女共同参画推進プラン」「女性活躍推進法」「男女共同参画社会基本法」など、法律や計画の名称については認知度が低い傾向がある。

⑤調布市における男女共同参画社会づくりのために特に力を入れるべきと思うこと【市民】



「多様なライフスタイルに応じた働き方を選択できる環境の整備」や「介護サービスの充実」、「子育て支援サービスの充実」といった、仕事と家庭生活の両立を図るための取組に対するニーズが多く見られる。

登録番号
(刊行物番号)
2020-194

調布市男女共同参画に関する意識調査報告書【概要版】

令和3年3月

発行：調布市

編集：生活文化スポーツ部 男女共同参画推進課

〒182-0022

東京都調布市国領町2-5-15 コクティナー3階

調布市男女共同参画推進センター

電話 042-443-1213